

令和2年12月22日
国官参物第221号の3

九州運輸局交通政策部長 殿

国土交通省大臣官房参事官（物流産業）
（公印省略）

倉庫業法施行規則等運用方針（平成14年3月28日国総貨施第25号）の改正
について

申請書等にかかる押印・署名のあり方の見直しについては、国官参物第221号の1国土交通省大臣官房参事官（物流産業）通達のとおり示したところであるが、当該見直しにより、倉庫業法施行規則等運用方針（平成14年3月28日国総貨施第25号）関係箇所についても一部改正したので通知する。

なお、本通達は、令和3年1月1日以降の申請・届出等について適用することとする。

記

- （別添1）倉庫業法施行規則等運用方針（令和2年12月22日改正版）
- （別添2）新旧対照表

以上

